

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

規制の名称：預貯金口座の管理等のための個人番号利用に係る所要の措置の義務付け

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：番号制度担当室

評価実施時期：令和3年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

預貯金口座への付番については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）において、社会保障制度や税制のより一層の公平性を確保する観点から、預貯金口座の情報と個人番号を紐づけて管理することを金融機関に義務付ける規定が設けられた（平成30年1月1日施行）。同改正法において、金融機関が預貯金者に対して個人番号の届出を求める義務は定められなかったところ、金融機関は、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。

本法律案によって金融機関に課される、預貯金契約の締結等の際に、預貯金者に対し、預貯金口座への付番の意思の有無を確認する等の規制が新設されなければ、行政機関が預貯金の本人特定事項を用いた照会を行う場合、照会対象者の特定に係る事務負担が生じたり、相続時における預貯金口座の特定や災害時の預貯金の円滑な払戻しに困難が生じたりする等の現状が維持されることとなり、国民がメリットを享受できないこと等が懸念される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

金融機関は、従来、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。

これは、個人番号を付番することによる預貯金者の具体的なメリットが感じられないことに一因があると考えられる。

災害・相続時における口座の所在を確認する仕組みを設けずに、単に金融機関に、預貯金者に対して付番の意思の有無を確認する等を義務付ける方法もあり得るところ、こうした措置では、預貯金者が付番による便益を享受することができないことから、付番への理解が進まないと考えられる。

よって、本法案においては、預貯金者本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設けるとともに、相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みを設け、手続の際の負担軽減を図り国民の利便性を向上させることにより、国民の理解を得る観点から、金融機関に対し、以下の義務を課すものとし、預貯金口座への付番を進めるものである。

- (1) 預貯金契約の締結等の際に、預貯金者に対し、預貯金口座への付番の意思の有無を確認する。その際、利用目的（相続時又は災害時に、預貯金者又は相続人が口座情報を確認できるようになること、法令に基づく支払調書の提出等の際に利用され得ること）を説明する。
- (2) 預貯金者が上記(1)の確認に対して個人番号の付番を承諾した場合等は、本人特定事項を確認するとともに、他の金融機関が管理する預貯金口座への付番の意思を確認し、預貯金者が承諾したときは、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項等を通知する。
- (3) 預貯金者又は預金保険機構から個人番号の提供又は通知を受けた場合は、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理するとともに、当該管理を開始したときは、預貯金者に金融機関名等を通知する。
- (4) 相続時や災害時に、預貯金者又は相続人からの求めにより預金保険機構から個人番号の通知を受けた場合は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座の管理の有無等を預金保険機構に通知する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

上記②の(1)～(4)の規制による遵守費用として、以下が見込まれる。なお、いずれの遵守費用についても、金融機関毎に遵守費用の算定の基礎となる人数や人件費等は様々であるため、金銭価値化は困難である。対象となる金融機関の数は約1200である。

(1) について、各金融機関における窓口等の対応に係る費用。

ただし、本法案成立後、政府は本制度の広報啓発に取り組むものとしており、金融機関に

において政府の広報資料を活用することで、当該費用は節減できると考えられる。

(2) 及び (4) について、金融機関が預金保険機構に通知するためのシステム整備の費用。
ただし、通知の具体的方法については、可能な限り各金融機関の負担を軽減できるよう、合理的な対応を検討する。

(3) について、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理を開始するとともに、当該預貯金者に当該金融機関名、名義人などを通知するための費用。

なお、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理することについては、現行の制度上、既に義務付けられているため、過度な追加費用負担は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本法案において設けられる相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みと本規制が相まって、相続時及び災害時における国民の負担軽減と利便性の向上が見込まれる。

また、行政機関が金融機関に対して預貯金の照会対象者の氏名及び生年月日等の本人特定事項を用いた照会を行う場合、照会対象者の特定に係る事務が金融機関及び行政機関にとって負担となっているところ、本規制により預貯金口座への付番が進むことにより、行政機関による照会事務及び金融機関による照会対象者の特定事務において個人番号が用いられることで当該事務が効率化することが想定される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

どの程度預貯金者の利便性の向上が図られ、効率化されるかは個々の金融機関や行政機関、預貯金者の状況によって異なると考えられるため、把握することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特段想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制の導入に際しては、上記③のとおり一定の遵守費用の発生が見込まれる。

しかし、本法案によって実現する、災害時又は相続時における的確な口座確認によって得られ

る預貯金者本人の利益及び照会対象者の特定に係る事務の効率化によって得られる行政機関・金融機関の利益等の便益は、本規制に必要な遵守費用を上回るものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

金融機関は、従来、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。

これは、個人番号を付番することによる預貯金者の具体的なメリットが感じられないことに一因があると考えられる。

災害・相続時における口座の所在を確認する仕組みを設けずに、単に金融機関に、預貯金者に対して付番の意思の有無を確認する等を義務付ける方法もあり得るところ、こうした措置では、預貯金者が付番による便益を享受することができないことから、付番への理解が進まないと考えられる。

よって、本法案においては、預貯金者本人の同意を前提に、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組み等を設けるとともに、相続時や災害時に口座の所在を確認できる仕組みを設け、手続の際の負担軽減を図り国民の利便性を向上させることにより、国民の理解を得る観点から、金融機関に対し、以下の義務を課すものとし、預貯金口座への付番を進めるものである。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特段活用していない。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法案において、法施行後 3 年を目途に、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものと規定している。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

現時点において、具体的に指標を設定することは困難と考える。